

「自民党は今でも改憲に財政健全化を明記するつもりなの  
でしょうか？」

令和2年1月15日

●たこ虹大好きおじさんさんからの質問

自民党の改憲案に財政健全化を明記すると2010年頃のビラで書いている事を最近知りました。9条を改憲するには賛成ですが財政健全化明記を盛り込むなら絶対に改憲に賛成できません、自民党は今でも改憲に財政健全化を明記するつもりなののでしょうか。教えて頂けると幸いです。

●西田昌司の答え

自民党が下野している時代、改憲の際に財政健全化を盛り込む話があったのは事実ですが、私を含めた多くの方が反対しましたし、今はそのようなことになる心配はありませんのでご安心ください。

そもそも、憲法に財政健全化を盛り込むなどは馬鹿げていますし、そのようなことをしてしまったら赤字国債の発行もできなくなってしまいます。財政はその時々を経済の状況に合わせて臨機応変に対応しなければなりませんし、過度のインフレ状況においては確かに赤字国債の発行は控えるべきですが、今のようなデフレ状況においては全く問題ありません。

憲法には、日本という国のあり方や大きな理念を書くべきですし、個別具体的なことに関しては一般の法律で定めれば良いのです。

ちなみに、財政法の第四条には

国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源について

は、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

とあり、原則として赤字国債を発行すべきではないとしていますが、国会で議決すれば発行できる形をとっています。

道徳的には財政健全化は正しいように思えてしましますが、国が財政健全化に縛られてしまったら国民の生活を守ることはできません。財政健全化が必要と思いつている議員が自民党内にもまだまだ沢山いますので、これからしっかりと正していかなければなりません。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>